



島根県報

平成18年 9月19日 (火)

第 1,813 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

土地改良区の役員の就任	(農 村 整 備 課)	1
県営土地改良事業の工事の完了	(")	1
保安林の指定の解除 (2 件)	(森 林 整 備 課)	1
森林法第189条の規定による告示及び掲示	(")	2

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧	(環 境 生 活 総 務 課)	3
砂利採取業務主任者試験の実施	(河 川 課)	4

告 示

島根県告示第898号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年 9月19日

島根県知事 澄 田 信 義

雲南市吉田町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

森山 邦雄 雲南市吉田町吉田2134番地 1

2 就任年月日

平成18年 3月28日

島根県告示第899号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2 第3項の規定により告示する。

平成18年 9月19日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 名	完了年月日
田井地区用排水施設事業（県営かんがい排水事業）	平成18年 3月18日

島根県告示第900号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 1 項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成18年 9 月19日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除に係る保安林の所在場所
大田市鳥井町鳥井字明年峠1518 - 3、1520 - 1
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第901号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 2 項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成18年 9 月19日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除に係る保安林の所在場所
浜田市弥栄町三里口328 - 5、口446 - 3
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
林道用地とするため

島根県告示第902号

平成18年島根県告示第858号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成18年 9 月19日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
浜田市弥栄町程原1173 - 1	尼子 照男	大阪府池田市空港 1 丁目 2 - 9
浜田市弥栄町程原1203 - 1、1203 - 2、1203 - 4、1203 - 6	田野原 三生	兵庫県川西市寺畑字中尾16
浜田市弥栄町三里口360 - 1、口360 - 2、口369	稲代 勝昭	山口県光市新町10 - 1
浜田市弥栄町三里口362 - 1、口362 - 2、口363 - 1、口363 - 2、口364、口365、口366 - 1、口366 - 2、口367、口368、口410 - 1、口410 - 2、口411 - 1、口411 - 2、口412 - 1、口412 - 2	永見 八重子	浜田市弥栄町大字三里口90

2、□413、□416 - 1、□416 - 2、□417、□418、□425、□426、八209、八210		
浜田市弥栄町三里□410 - 1、□410 - 2、□411 - 1、□411 - 2、□412 - 1、□412 - 2、□413、□416 - 1、□416 - 2、□417、□418	中国造林株式会社	鳥取県米子市上福原1593
浜田市弥栄町三里□424 - 1、□424 - 2、□425 - 2	福富 隆	浜田市新町56
浜田市弥栄町三里八169	田野原 友吉	浜田市弥栄町大字三里八169
浜田市弥栄町三里八177	勝田 清	浜田市相生町2227
浜田市弥栄町三里八207 - 2、八208	北山 覚眞	浜田市弥栄町大字三里八78 - 1
浜田市弥栄町三里八211	北山 房蔵	浜田市弥栄町大字三里
浜田市弥栄町三里八217から八220まで	嶋田 久美	浜田市長沢町332 - 3
浜田市弥栄町三里八221	北山 寿嗣	浜田市三隅町大字折居721 - 2
浜田市弥栄町門田817 - 1	小松原 和則	浜田市弥栄町大字小坂372
浜田市弥栄町門田817 - 2、821 - 1、822 - 1、822 - 2	横山 愛子	東京都中野区江古田 3 丁目1269
浜田市弥栄町門田823 - 2、823 - 3、825 - 1	山陽パルプ株式会社	東京都千代田区丸の内 1 丁目 2 番地
浜田市弥栄町門田825 - 2	佐々田 悠子	浜田市朝日町107 - 2

- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年 9月19日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 申請のあった年月日
平成18年 9月 8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 コミュニティサポート・ほっとひらた
- 3 代表者の氏名
飯塚 晃
- 4 主たる事務所の所在地
島根県出雲市平田町2112番地 1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害を持った人たちや高齢者たちに対してデイサービス事業及び居宅サービス事業やスポーツ大会など社会参加に関する事業を行い、障害を持った人たちや高齢者たちが自立し、地域社会の一員として安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。
- 6 縦覧に供する書類
変更後の定款
定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

出雲地区県政情報コーナー（出雲合同庁舎2階）

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づき、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定により公告する。

平成18年9月19日

島根県知事 澄田信義

1 試験の日時

平成18年11月10日（金）

午前10時から12時まで（受付は午前9時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認める。）

2 試験会場

大田市長久町長久ハ7 1

島根県大田集合庁舎 4階大会議室1

3 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行う。

(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4 提出書類

(1) 受験願書（所定の様式）

(2) 写真2枚、うち1枚は受験票にはり付けること。

（手札形（縦8センチメートル×横6センチメートル）とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

(3) 受験票（所定の様式）

5 受験手数料

7,600円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けること。

6 受験願書等の請求先

島根県土木部河川課、隠岐支庁県土整備局、各県土整備事務所、各（土木）事業所又は島根県砂利協会

7 受験願書等の提出先

〒690 8501 松江市殿町1番地 島根県土木部河川課

8 受験願書等の受付期間

平成18年10月3日（火）から平成18年10月23日（月）まで

なお、郵送の場合は、平成18年10月23日までの消印のあるものに限り受け付ける。

9 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験当日に持参すること。

10 合格発表

試験結果は、平成18年11月27日（月）に郵送にて本人に通知するほか、県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに県のホームページ（<http://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>）に掲載する。

電話等による照会には一切応じない。

11 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理グループ（電話0852 22 5499）に照会すること。

